

平成 26 年 11 月 13 日
国 税 庁

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）
に基づく「平成 26-29 年分民間給与実態統計調査に係る業務委託 一式」に係る
契約の締結について

「平成 26-29 年分民間給与実態統計調査に係る業務委託 一式」については、下記のと
おり契約を締結いたしました。

記

1 契約の相手方の住所、名称及び代表者の氏名

東京都千代田区麴町 5 丁目 7 番地 2 号
エヌビーアイ株式会社
代表取締役社長 五月女 善生

2 契約金額（税込）

158,706,000 円

3 民間給与実態統計調査に係る委託業務内容及びその実施に当たり確保されるべき質

(1) 民間給与実態統計調査の概要

民間給与実態統計を作成するための調査（以下「民間給与実態統計調査」とい
う。）は、民間の事業所における年間の給与の実態を、給与階級別、事業所規模別、
企業規模別等に明らかにし、併せて、租税収入の見積り、租税負担の検討及び税
務行政運営等の基本資料とすることを目的とする。

なお、本業務については、平成 21 年分調査から民間競争入札を実施しており、
民間事業者が実施している。

イ 調査の対象

所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）の施行地に納税地を有する源泉徴収義務
者（国及び地方公共団体並びに国税庁長官が指示するものを除く。）のうち、事
業所の従事員数等により層別し、それぞれの抽出率により抽出された源泉徴収
義務者（以下「標本事業所」という。）及び当該標本事業所が所得税法第 183 条
第 1 項の規定により、所得税を源泉徴収して納付している給与所得者（所得税
法第 185 条第 1 項第 3 号に規定する給与等の支払を受けた者を除く。）のうち、
標本事業所で一定の抽出率により抽出された給与所得者（以下「調査対象給与
所得者」という。）について行う。

ロ 調査の規模

標本事業所数：約 3 万事業所

調査対象給与所得者数：約 31 万人

(注) 調査対象給与所得者数は過去に有効な回答のあった最大の件数である。

ハ 調査時期

調査の期日：毎年 12 月 31 日現在

調査票の提出期限：調査年分の翌年 2 月末日

ニ 調査事項

民間給与実態統計調査は、次に掲げる事項について行う。なお、調査票には、源泉徴収義務者に関する事項を記入する「民間給与実態統計調査票（源泉徴収義務者用）」と給与所得者に関する事項を記入する「民間給与実態統計調査票（給与所得者用）」の 2 種類があり、いずれも標本事業所が記入を行い、個々の給与所得者は、調査票の記入を行っていない。

(イ) 源泉徴収義務者に関する事項：民間給与実態統計調査票（源泉徴収義務者用）

- ① 名称又は氏名
- ② 所在地又は住所
- ③ 企業の主な業務
- ④ 給与所得者用調査票の枚数及び人員数
- ⑤ 組織及び資本金
- ⑥ 給与所得者数
- ⑦ 年間給与支給総額
- ⑧ 給与支給総額に対する年間源泉徴収税額

(ロ) 給与所得者に関する事項：民間給与実態統計調査票（給与所得者用）

- ① 給与所得者の氏名又は記号等、性別、年齢、勤続年数及び職務
- ② 年中の給与の受給月数
- ③ 年末調整の有無
- ④ 扶養親族の内訳
- ⑤ 給与の金額
- ⑥ 所得控除額及び税額控除額の内訳
- ⑦ 年税額

ホ 調査の方法

標本事業所に対し調査票を郵送し、標本事業所が記入した調査票若しくは回答ファイル（標本事業所が国税庁ホームページからダウンロードし、入力する）を収録した電磁的記録媒体を郵送により回収する方法、又は政府統計共同利用システムオンライン調査システム（以下「オンライン調査システム」という。）を利用して回収する方法により実施する。

(2) 民間給与実態統計調査に係る請負業務の内容

請負業務は、実査準備（調査票等の作成・印刷）、実査 1（調査票及び調査関係書類の封入・発送、オンライン調査システムに係る実査準備）、実査 2（調査票の回収、問い合わせ苦情対応、督促、調査票及び調査関係書類の再送付）、審査（調査票審査、疑義照会）及び調査票のデータ化（調査票データファイルの作成）に係る業務である。

なお、ここに示す業務内容は最低限の要求事項であり、各業務について適正かつ確実にを行う工夫を求めるとともに、法令等に反しない限り、その創意工夫を発揮する観点から、「ニ 業務内容」と異なる方法の提案を行うことを可能とする。

提案を行う場合には、民間事業者は「民間給与実態統計調査における民間競争入札実施要項」の「5 民間事業者は民間競争入札に参加する者の募集」「(2) 入札実施手続」ロにおいてその具体的な内容を盛り込むこと。

イ 業務期間

本業務の対象となる調査は以下のとおりであり、平成26年分調査の業務期間は平成26年9月（契約締結後）から平成27年6月30日まで、平成27年分調査の業務期間は平成27年9月から平成28年6月30日まで、平成28年分調査の業務期間は平成28年9月から平成29年6月30日まで、平成29年分調査の業務期間は平成29年9月から平成30年6月30日までとする。

- ・ 平成26年分調査（調査期日 平成26年12月31日現在）
- ・ 平成27年分調査（調査期日 平成27年12月31日現在）
- ・ 平成28年分調査（調査期日 平成28年12月31日現在）
- ・ 平成29年分調査（調査期日 平成29年12月31日現在）

ロ 国税庁からの貸与物件

貸与物件は以下のとおりとし、作業終了後、遅滞なく国税庁に返却する。

なお、物件の貸与は契約締結後に適宜行う。

- ① 調査票及び調査関係書類の印刷原稿
- ② 調査対象者（標本事業所）名簿
- ③ 照会等対応事例集
- ④ 調査票審査要領
- ⑤ 政府統計共同利用システムオンライン調査システム利用手順書（以下「オンライン調査システム利用手順書」という。）
- ⑥ ワンタイムパスワードトークン（認証用機器）
（注）政府統計共同利用システムにログインする際に必要となるワンタイムパスワード（認証のため1回しか使えない「使い捨てパスワード」のこと。）を生成する機器である。
- ⑦ データ項目定義設計書

ハ 業務の引継ぎ

民間事業者は、国税庁から、本業務を開始するまでの間に業務内容を明らかにした書類等により、十分な引継ぎを受けることとする。

また、本業務の終了にともない、民間事業者が変更となる場合には、国税庁は「5 契約により民間事業者が講ずべき措置等」「(1) 報告について」イの報告等をもとに次期事業者（平成30年分調査以降の事業）へ引継ぎを行うものとする。ただし、必要に応じて、国税庁が業務終了前に民間事業者に対し、引継ぎに必要な資料を求めた場合は、民間事業者はこれに応じることとする。

二 業務内容

本業務の業務内容は以下のとおりであるが、民間事業者は、適宜、国税庁と連携を図り、円滑かつ確実な業務実施に努めること。なお、実施時期の記載は平成26年分調査に係るものであり、平成27年分調査については1年を、平成28年分調査については2年を、平成29年分調査については3年をそれぞれ加えるものとする。

本業務は次の各工程からなる。

- ① 実査準備：調査票等の作成・印刷
- ② 実査1：調査票及び調査関係書類の封入・発送、オンライン調査システムに係る実査準備

③ 実査 2：調査票の回収、問い合わせ苦情対応、督促、調査票及び調査関係書類の再送付

④ 審査：調査票審査、疑義照会

⑤ 調査票のデータ化：調査票データファイルの作成

(イ) 実査準備：調査票等の作成・印刷（実施時期：平成 26 年 11 月から順次）

① 民間事業者は、標本事業所に送付する調査票等を国税庁が貸与した原稿を基にレイアウトなど創意工夫し作成・印刷する。

② 調査票等の印刷部数は、国税庁が提示する標本事業所数を基数とする。

ただし、発送後、標本事業所の住所変更が判明した場合や、標本事業所での調査票の紛失等により、調査票等の再送付を行う場合があるため、その分を見込んで印刷する。なお、実査 2 の過程で調査票等の不足が発生した場合、民間事業者は、所要の部数を追加印刷する。

（注）平成 24 年分調査における調査票等の再送付は、調査票提出の始まる 1 月中旬より断続的に行われ、その件数は 1,050 件となっている。

③ 民間事業者は、調査票等の印刷前に校正を行うこととし、国税庁の校了を得てから印刷を開始する。また、OCR 読取方式を採用する場合は、調査票（OCR 帳票）については、印刷前に OCR 読取検査を行い、その検査方法及び検査結果を国税庁へ報告する。

なお、必要となる OCR 機器及びソフトは民間事業者が用意するものとする。

④ 印刷に当たっての注意点

- ・ 国税庁の指定した仕様、紙質、色等を使用すること。
- ・ 送信用封筒は、窓あき封筒とし、印刷する実施機関名は「国税庁民間給与実態統計調査事務局」とする。
- ・ 返信用封筒の宛名は「国税庁民間給与実態統計調査事務局」とする。
- ・ 「調査票の記入のしかた」については冊子とする。
- ・ 標本事業所は従事員数等により 8 層に層別しており、各層毎に送付する「民間給与実態統計調査票（給与所得者用）の記入対象の決め方」の内容が異なる。このため、各層毎の書類が不足することのないよう、必要枚数確保に留意する。
- ・ 「平成〇年分民間給与実態統計調査票（源泉徴収義務者用）」（以下「調査票（義務者用）」という。）上の国税庁が指定する位置へ、調査対象者（標本事業所）名簿（「ロ 国税庁からの貸与物件」参照）に基づく宛名、並びにオンライン調査システムを利用するための調査対象者 ID 及び確認コードを印字すること。

なお、誤印字に起因する誤発送等の無いよう細心の注意を払うこと。

おって、窓あき封筒の規格等によって、「調査票（義務者用）」の様式を変更する必要がある場合は、国税庁と協議するものとする。

⑤ 調査票及び調査関係書類は、印刷終了後、見本として各 50 部ずつ（送信用封筒については種類毎に 5 部ずつ）、国税庁に納品する。（「へ

納品物件」参照)

- (ロ) 実査1：調査票及び調査関係書類の封入・発送、オンライン調査システムに係る実査準備（実施時期：平成26年11月～平成27年1月上旬）
- ① 調査票及び調査関係書類を封入・封かん後、信書便で郵送により発送する。
- ・ 発送の直前まで、発送を取り止める対象者があるため、対応すること。
 - ・ 「協力依頼文」の発信者名義は、各国税局長（沖縄国税事務所にあっては「沖縄国税事務所長」）であり、標本事業所の所在地毎に異なる。
なお、「協力依頼文」については、国税庁より民間事業者へ提供する。
 - ・ 標本事業所は、従事員数等により8種類（1層から8層）に分かれ、各層毎に封入する用紙等の種類、内容及び枚数が異なる。このため、封入作業は、封入漏れ、誤封入の無いよう細心の注意を払うこと。
 - ・ 各層の封入用紙等の種類及び枚数は、原則的に「封入用紙等一覧表」のとおりである。
- ② オンライン調査システムに係る実査準備
- ・ 民間事業者は、調査票及び調査関係書類の発送日までに、「オンライン調査システム利用手順書」（「ロ 国税庁からの貸与物件」参照）に基づき、回答者情報の登録作業を行う。
- (ハ) 実査2：調査票の回収、問い合わせ苦情対応、督促、調査票及び調査関係書類の再送付（実施時期：調査票発送後から適時）
- ① 標本事業所からの書き方等の問い合わせ、苦情、要望にかかる対応
- ・ 民間事業者は、全国からの問い合わせに対応できるよう、設備（専用フリーダイヤル回線の設置を含む）、人員等を確保する。
また、業務時間外の問い合わせには自動音声案内によるメッセージを流す等の対応を行う。
 - ・ 標本事業所からの問い合わせや苦情に対応する業務を行う者（以下「オペレータ」という。）に対し、国税庁が貸与する「照会等対応事例集」（「ロ 国税庁からの貸与物件」参照）及び「オンライン調査システム利用手順書」を参考に問い合わせ苦情対応等マニュアルを作成し、接遇も含め、事前に本業務の内容を十分に理解させるための研修を行う。なお、作成したマニュアルは、研修前に国税庁の承認を得ること。
また、民間事業者は、オペレータに対し、定期的に業務理解度を確認する等し、適切な照会対応を維持できる体制を整えること。
 - ・ 問い合わせ等に対する回答の実績を確実に記録し、日ごとに取りまとめ、週1回報告すること（「5 契約により民間事業者が講ずべき措置等」（1）イ「（イ）問い合わせ・苦情等対応状況（日ごとにとりまとめ週1回）」参照）。
- ② 調査票の件数管理
- ・ 調査票の提出には、郵送により調査票（OCR帳票）を提出する方法、郵送により回答ファイル（標本事業所が国税庁ホームページ

からダウンロードし、入力する)を収録した電磁的記録媒体を提出する方法、オンライン調査システムによる方法の3通りがある。

(注)平成24年分調査における調査票提出方法別の提出件数については、調査票(OCR帳票)が21,179件、電磁的記録媒体が847件、オンライン調査システムが1,589件となっている。

- ・ 調査票の提出状況を「調査票回収・督促状況」によって管理する。調査票の提出状況については、日ごとに取りまとめ、週1回報告すること(「5 契約により民間事業者が講ずべき措置等」(1)イ「(ロ)調査票回収・督促状況(日ごとにとりまとめ週1回)」参照)。
- ・ 提出状況を日々入力することにより確実に各国税局(所)ごとの件数の管理を行う。各標本事業所の提出の既未済について、的確に管理する。

③ 未提出標本事業所への督促

- ・ 調査票の早期提出を促す観点から、調査票の提出期限前に、標本事業所に対し提出期限の周知を実施する。提出期限の周知の方法、時期及び対象については、その実施前に国税庁の了解を得ること。
- ・ 提出期限を過ぎても提出のない標本事業所については、督促はがき、電話督促などを実施し回収率を上げること。
- ・ 電話督促業務を行う者に対しては、「照会等対応事例集」(「ロ 国税庁からの貸与物件」参照)を参考にマニュアルを作成し、事前に本業務の内容を十分に理解させること。なお、作成したマニュアルは、電話督促業務の実施前に国税庁の承認を得ること。
- ・ 事前に提出が遅れる旨の連絡があった標本事業所については、確実に督促対象から外すことに留意する。
- ・ 結果精度を維持する観点から、国税庁が、督促が必要な層・国税局分を指定することがある。

(二) 審査：調査票審査、疑義照会(実施時期：調査票発送後から順次)

① 調査票内容の審査

- ・ 民間事業者は、提出された調査票の記入内容について、国税庁が提供する「調査票審査要領」(「ロ 国税庁からの貸与物件」参照)を参考に調査票審査マニュアルを作成し、審査を行う。なお、民間事業者が作成した調査票審査マニュアルは、本工程の実施前に国税庁の承認を得ること。

調査票は、①調査票(OCR帳票)による回答、②電磁的記録媒体(FD・MO・CD・DVD)による回答、③オンライン調査システムによる回答の3種類の方法により提出される。

② 調査票の回答内容に不備のある標本事業所への内容確認、補正

- ・ 上記①の結果、調査票の回答内容に不備のある標本事業所については、調査票上の連絡先へ電話により照会し、調査票の補正を行う。疑義照会を行い、調査票の回答内容を補正した場合には、標本事業所ごとに作成する「疑義照会、データ補正記録票」に記録する。「疑義照会、データ補正記録票」の様式については、民間事業者が作成し、調査票審査、疑義照会工程の開始前までに国税庁の了解を得ること。
- ・ 疑義照会の状況については、日ごとに取りまとめ、週1回報告す

ること(「5 契約により民間事業者が講ずべき措置等」(1)イ「(ハ) 疑義照会状況(日ごとにとりまとめ週1回)」参照)。

(ホ) 調査票のデータ化：調査票データファイルの作成(平成27年5月末まで)

- ・ 審査を了した調査票については、順次データ化業務を開始し、調査票データファイル(電磁的記録媒体(FD・MO・CD・DVD)及びオンライン調査システムによる回答分を含む。)を納品する。
- ・ データ化業務を実施する際に必要となるOCR機器及びソフト、パソコン等の設備は民間事業者において準備する。
- ・ 民間事業者は、データ化業務において、審査を了した調査票が確実にデータ化されていることを確認する工程を設けること。

(ヘ) 調査票等の残余等の引き渡し(平成27年6月末まで)

- ・ 民間事業者は本調査のために作成した調査票等の残余及び仕損分の一切について、国税庁に報告する。調査票等の残余等は、国税庁が指示する場所へ移送する。

ホ 情報セキュリティ管理

(イ) 情報漏えい防止をはじめとする情報セキュリティを確保するための体制を整備し、責任者を置くとともに、セキュリティ確保実施要領(業務従事者向けセキュリティマニュアルを含む。)を作成して的確な調査情報の運用管理を行う。なお、セキュリティ確保実施要領は、国税庁に企画書提出時に併せて提出する。

セキュリティ確保実施要領には、以下の①から⑤を含むものとする。

- ① 調査票及び調査対象者(標本事業所)名簿は、破損及び紛失等を防止するため施錠可能な場所に保管し、保管責任者を明確にする。
- ② 第三者に対し、調査票及び調査関係書類の複写、貸与及び提供をしてはならない。
- ③ 作業過程で作成し、作業終了後に不要となった帳簿、媒体類は粉碎、溶解、データ消去等適切な処置を行い、廃棄する。
- ④ 使用する電子機器の情報漏えい防止策を明記する。特にオンライン調査システムに使用するパソコンや作業場所のセキュリティ対策、本業務の実施に当たり電子メールを使用する場合のセキュリティ対策については必ず記入すること。
- ⑤ 調査における守秘義務等に関する業務従事者への研修概要を明記する。

(ロ) 情報セキュリティに関する問題又は事故が発生した場合は、速やかに国税庁に報告し、今後の対応方針について協議を行う。

へ 納品物件

(イ) 下記物件は、印刷終了後、速やかに納品する。

- ・ 調査票及び調査関係書類 各50部(送付用封筒については種類毎に5部ずつ)

(ロ) 下記物件は、各年5月31日までに納品する。

- ・ 調査票データファイル
- ・ 調査票画像データ

(ハ) 下記物件は、各年6月30日までに納品する。

- ・ 回収した調査票(電磁的記録媒体を含む)

- ・ 疑義照会、データ補正記録票
- ・ 調査票等の残余等

(3) 業務委託に関する留意事項

- イ 民間事業者は、本業務を実施するために「国税庁民間給与実態統計調査事務局」という名称を用いて、業務を実施すること。
- ロ 民間事業者は、業務の適切な実施を確保するために、国税庁との連絡・調整を行う担当者を置く。担当者は、平日の業務時間（9：00～18：00）内において、速やかに国税庁と連絡・調整が取れる状態を保つこと。なお、事故等の緊急時に備えて、上記時間帯以外でも連絡が取れる体制を整備すること。
- ハ 民間事業者は、「(2) 民間給与実態統計調査に係る請負業務の内容」の各工程に作業責任者を置き、氏名、所属、連絡先を併せて国税庁に報告すること。
- ニ 民間事業者は、上記作業責任者等を当業務に専任させる等し、本業務を適切に遂行するのに十分な体制を整備すること。また、毎年度、実査準備の工程の開始までに、本業務のマスタースケジュール及び各工程の作業方針、作業フロー、作業体制、スケジュールについて策定し、国税庁の了解を得ること。
- ホ 民間事業者は、本業務に従事する者に対し、年末調整や確定申告の仕組み、給与の源泉徴収事務、統計調査における基本的事項、守秘義務及び民間給与実態統計調査の内容について十分に理解できるよう研修を事前に行うこと。なお、研修計画及び内容については、事前に国税庁の了解を得ること。
- ヘ 有効回答率の早期達成のために、調査票の必須項目の不備を事前に解消できるオンラインや電子データでの提出を民間事業者の創意工夫により推進すること。
- ト 国税庁は、民間事業者と定期連絡会（月に1回程度）を開催し、本調査の実施業務に関する諸事項について打合せを行う。なお、定期連絡会の開催にかかわらず、必要に応じて、打合せを随時行う。
- チ 本業務の実施に当たり、各工程において国税庁から立会の要請があった場合、民間事業者はこれを認めること。
- リ 本業務の実施に当たり、民間事業者に事故や問題等が発生した場合、民間事業者は、速やかに国税庁に報告し、国税庁の指示に従うこと。
- ヌ 民間事業者は、本業務の実施に当たり、調査票等の調査関係書類を厳重に管理する環境、電話、FAX等必要な設備及び本業務を適切に遂行するのに十分な場所を用意すること。

(4) 業務遂行に当たり確保されるべき質

民間給与実態統計調査を実施するに当たり、標本事業所に対する迅速な対応、有効回答率の維持、回収した調査票の適切な審査、正確なデータ化が求められる。調査結果の質を確保するため、民間事業者は下記の対応を行う。

- イ 本業務の実施に当たり、「(2) 民間給与実態統計調査に係る請負業務の内容」「ニ 業務内容」の各工程毎に民間事業者が策定し、あらかじめ国税庁の了解を得た作業方針、作業フロー、作業体制及びスケジュールに沿って確実に業務を実施すること。
- ロ 「(2) 民間給与実態統計調査に係る請負業務の内容」「ニ 業務内容」(ハ)①の問い合わせ苦情対応においては、調査票の記入等に関する照会等があった場合に、国税庁が貸与する「照会等対応事例集」(「ロ 国税庁からの貸与物件」

参照)に沿って対応すること。

- ハ 一連の業務(督促業務等)を通じ、各年分の調査とも下記の層別有効回答率を上回らなければならない。ここで、有効回答率とは、有効回答(=「調査票審査要領」(「口 国税庁からの貸与物件」参照)の基準を満たした調査票)数を標本事業所数で除した値をいう。

- ・ 層別有効回答率(平成22年分~平成24年分調査における平均値)

(単位:%)

第1層	第2層	第3層	第4層	第5層	第6層	第7層	第8層
62.0	76.3	79.7	81.2	84.8	83.7	83.3	83.4

(参考)上記の各層については、従事員数等によって下表のとおり区分している。

(単位:人)

層	第1層	第2層	第3層	第4層	第5層	第6層	第7層	第8層
事業所の従事員数等の区分	1~9	10~29	30~99	100~499	500~999	1,000~4,999	5000~	本社

(注)「本社」とは、従事員500人未満で資本金10億円以上の株式会社の本社をいう。

(5) 業務の改善策の作成等

民間事業者は、次の場合、速やかに業務の改善策を作成し、国税庁の承認を得た上で改善策を実施するものとする。なお、民間事業者は、改善策の作成、実施に当たり、国税庁に対して必要な助言及び協力を求めることができる。

- ・ 国税庁が、「5 契約により民間事業者が講ずべき措置等」(「(1) 報告について」イ)に示す報告、回収率の状況又は業務の実施状況を観察することにより、業務の質が満たされないおそれがあり、業務の改善が必要と判断し、民間事業者に対して業務の改善を求めた場合
- ・ 民間事業者が、業務の実施結果を踏まえ、業務の質の確保、向上を図るため、業務の改善が必要と判断した場合

(6) 業務の改善提案

民間事業者が、業務の実施結果を踏まえた改善提案(照会対応・督促業務に必要な照会対応事例集や国税庁への報告書類等)を国税庁に対して行うことができる。なお、民間事業者は、業務の改善提案に当たり、国税庁に対して必要な助言を求めることができる。

(7) 契約金額の支払いについて

- ・ 民間事業者は「(2) 民間給与実態統計調査に係る請負業務の内容」「二 業務内容」に示す各々の業務が終了した都度、国税庁に対し、「5 契約により民間事業者が講ずべき措置等」(「(1) 報告について」イ)に示す民間事業者からの報告や業務の完了を確認できる書類等を提出し、国税庁は提出された書類に基づき、適正な実施がなされたことを確認し、各会計年度の業務終了後、業務に応じた金額を支払う。国税庁の確認の結果、適正な業務がなされていない場合には、国税庁は民間事業者に対して業務のやり直しを指示するとともに、業務の改善策の作成・提出を求めるものとする。
- ・ 契約金額の支払いに当たっては、民間事業者は当該会計年度分の業務の完了

後、国税庁へ当該会計年度分の契約金額の支払いを請求するものとする。

民間事業者からの請求があった場合、国税庁は、実施要項又は契約書に基づく所定の検査が完了した後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

4 民間給与実態統計調査の契約期間

契約期間は、平成26年9月12日から平成30年6月30日までの予定とする。

5 契約により民間事業者が講ずべき措置等

(1) 報告について

イ 民間事業者は、次の(イ)から(ホ)について、国税庁に報告するとともに、必要に応じて、下記以外の事項についても求められた場合は報告すること。

また、下記については、下記の時期以外にも求めることがある。

なお、国税庁は、民間事業者からの報告を受け、業務の適正かつ確実な実施を確保するため、必要に応じ、民間事業者との情報交換の場を設ける。

(イ) 問い合わせ・苦情等対応状況（日ごとに取りまとめ週1回）

(ロ) 調査票回収・督促状況（日ごとに取りまとめ週1回）

(ハ) 疑義照会状況（日ごとに取りまとめ週1回）

(ニ) 勤務体制表（四半期に1回）

- ・ 四半期毎の業務担当者の配置実績及び勤務体制表（予定）
- ・ 調査票等を扱うことができる人員の管理体制、保管責任者、管理責任者等の体制及び保管・管理状況を報告
- ・ 勤務体制については、各工程の作業責任者の氏名、所属、連絡先を報告
- ・ 問い合わせ苦情対応、督促及び調査票審査に係る業務の業務担当者の氏名、所属を報告

(ホ) 事業報告書

平成26年分調査（平成27年6月末日）

平成27年分調査（平成28年6月末日）

平成28年分調査（平成29年6月末日）

平成29年分調査（平成30年6月末日）

(2) 調査について

国税庁は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、(1)の報告や次のイ及びロによるモニタリングの結果等から必要があると認めるときは、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「法」という。）第26条第1項に基づき、民間事業者に対し、業務の実施状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができるものとする。

イ 民間事業者への電話（適宜）

国税庁から民間事業者の業務担当者へ電話による質問を行い、その対応により適切に実施されているかを詳細に調べる。

ロ 標本事業所への電話（適宜）

(イ) 民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事する者による調査票の不正記入等の不正行為を防止するため、回収した調査票を適宜選

択し、国税庁から標本事業所に電話をし、不正行為の有無の確認をとる。

(ロ) また、督促等において、調査票の記入を軽視するような発言・表現がなかったかどうか等を調べる。

(3) 指示について

国税庁は、上記「(2) 調査について」の結果等により必要があると認めるときは、民間事業者に対して、必要な措置を採るべきことを指示することができる。なお、上記にかかわらず、国税庁は、業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、民間事業者に対し、必要な措置を採るべきことを指示することができる。

(4) 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して国税庁が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏えいしてはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第 54 条により罰則の適用がある。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

イ 業務の開始及び中止

(イ) 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

(ロ) 民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、国税庁の承認を受けなければならない。

ロ 公正な取扱い

(イ) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、標本事業所を具体的な理由なく区別してはならない。

(ロ) 民間事業者は、標本事業所の取扱いについて、自らが行う他の事業の利用の有無により区別してはならない。

ハ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

ニ 宣伝行為の禁止

(イ) 民間事業者及び本業務に従事する者は、「国税庁長官官房企画課」、「国税局総務部企画課」、「国税事務所総務課」、「民間給与実態統計調査」の名称やその一部を用い、本業務以外の自らが行う他の事業の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の 1 つとして事実のみ簡潔に記載する場合を除く。）及び当該自らが行う他の事業が民間給与実態統計調査の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。

(ロ) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う他の事業の宣伝を行ってはならない。

ホ 事業の同時実施の禁止

民間事業者は、本業務において標本事業所と接触する際に、同時に他の事業を行ってはならない。

ヘ 記録・帳簿書類の保管

民間事業者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、実施年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

ト 権利の譲渡の禁止

民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

チ 権利義務の帰属

本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、民間事業者は、その責任において、必要な措置を講じなければならない。

リ 実施状況の公表

民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、国税庁の承諾を受けなければならない。

ヌ 再委託

(イ) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

(ロ) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則として、あらかじめ企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法）について記載し、国税庁の承認を受けなければならない。

(ハ) 民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で国税庁の承認を受けなければならない。

(ニ) 民間事業者は、上記（ロ）又は（ハ）により再委託を行う場合には、民間事業者が国税庁に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し、「(4) 秘密の保持」及び「(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置」に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収する。

(ホ) 上記（ロ）から（ニ）に基づき、民間事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、すべて民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

(ヘ) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、再委託先の事業者に再々委託をさせてはならない。

ル 請負内容の変更

国税庁及び民間事業者は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けなければならない。

ロ 契約の解除等

国税庁は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (イ) 法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき。
- (ロ) 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。
- (ハ) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

なお、本規定により、国税庁が契約を解除したとき、民間事業者は、違約金として契約金額の100分の30に相当する金額を国税庁に納付しなければならない。

ワ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と国税庁とが協議する。

6 契約により民間事業者が負うべき責任

- (1) 本契約を履行するに当たり、民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）又はその職員その他の本契約の履行に従事する者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における、当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。
 - イ 民間事業者は、当該第三者に対する賠償の責めに任じなければならない。
 - ロ 国税庁が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、国税庁は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について国税庁の責めに帰すべき理由が存する場合は、国税庁が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
 - ハ 民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について国税庁の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は国税庁に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。
- (2) 民間事業者が本契約に違反したことによって、又は民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本契約の履行に従事する者が故意若しくは過失によって国税庁に損害を与えたときは、民間事業者は、国税庁に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。
- (3) 民間事業者は、民間事業者の責めに帰すべき事由により、3(2)「へ 納品物件」に定める納品期日を遅延したときは、遅延賠償金として遅延日数に応じ契約金額に対し年1000分の31に相当する金額を国税庁の指定する期間内に納付しなければならない。

7 民間事業者の委託業務の実施体制及び実施方法の概要

落札者が行う主な業務は、実査準備（調査票等の作成・印刷）、実査（調査票及び調査関係書類の封入・発送、オンライン調査システムに係る実査準備、調査票の回収、問い合わせ苦情対応、督促、調査票及び調査関係書類の再送付）、審査（調査票審査、疑義照会）及び調査票のデータ化（調査票データファイルの作成）である。実施体制及び実施方法の概要は以下のとおりである。

委託業務の実施に当たっては、全ての業務を委託業者の同一施設内で完了することで、迅速な対応と高いセキュリティを担保するほか、調査票の見直しにより、記入負担の低減、有効回答率の向上を図る。

また、独自の進捗管理システムによるステータス管理や、督促ハガキ・督促架電の効果的な運用など様々な施策により、回収率の更なる向上に努める。